

期日入札による公売参加の手引
(令和 8 年 1 0 月 2 日公告、売却区分番号 東 F 1)

I 期日入札の方法による公売について

今回の公売は、執行機関（岐阜県東濃県税事務所）において、公売日時当日に、公売会場に来ていただき、「公売財産入札書」（以下「入札書」という）を受け付け、その場で開札を行って最高価申込者等を決定の上、売却します。

II 公売公告から入札までの手続きについて

1 公売公告について

公売公告には、公売の条件（公売の開始及び締切の日時、開札の日時及び場所、買受代金の納付期限等）や公売財産の内容（名称、状況等の他公売保証金の金額等）が記載されており、岐阜県東濃西部総合庁舎の掲示板に掲示します。また、「岐阜県公式ホームページ」の「公売情報」

（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/3273.html>）にも、公売の条件や公売財産の内容を公売公告日に掲載します。

2 入札書提出方法について

公売当日に、公売会場にご持参ください。下記の点に留意してください。

- (1) 入札書は、提出前に記載内容に誤りがないことを必ず確認してください。
 - ・入札書等の住所（所在地）及び氏名（名称）欄には、入札者が個人であれば住民票上の住所及び氏名を、法人であれば登記上の所在地及び名称を記載してください。
 - ・入札書等の記載に不備がある場合には入札を取り消します。
- (2) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。
 - ・入札書提出用封筒には、入札書以外の書類を絶対に同封しないでください。
- (3) 共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」、共同入札者全員の「委任状」、及び「陳述書」を提出してください。

また、入札書は共同入札用のものとなりますので、様式を確認し使用してください。
- (4) 入札書の提出に当たっては、入札書提出用封筒（入札書を封入したもの）、陳述書、公売保証金の充当申出書、委任状（代理人が入札手続きを行う場合）等の必要書類を提出してください。
- (5) 国税徴収法第 99 条の 2 の規定に基づく、暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を、入札書提出の際に提出してください。

※ 不動産公売の最高価申込者及び次順位買受申込者（以下最高価申込者等という）となった者（法人の場合はその役員）について、国税徴収法第 106 条の 2 の規定に基づき、執行機関（岐阜県東濃県税事務所）は岐阜県警察本部へ、暴力団等に該当しないことの調査の嘱託を実施します。

なお、自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、その者についても調査の嘱託を実施します。調査の結果、最高価申込者等が暴力団員に該当すると判明した場合、その者にした最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消します。

3 入札までの手続きについて

入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿の閲覧をするなど、必要な情報の収集を行ったうえで公売に参加してください。

また、入札書の提出の前に、以下の手続きを行ってください。

- (1) 国税徴収法第 100 条第 2 項の規定に基づき、入札書提出前に、公売保証金を納付しなければなりません。
- (2) 公売保証金の納付に際しては、「公売保証金納付書兼公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入してください。

※ 公売保証金の入金を確認できない場合、入札は無効となります。

4 買受人の制限について

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人、岐阜県東濃県税事務所の職員等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの及びこれらと密接な関係を有する者
- (5) 18 歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

(7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

Ⅲ 開札期日から権利移転までの手続きについて

1 開札期日及び開札の方法について

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において、入札者の面前で行います。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定の方法について

- (1) 最高価申込者の決定は、開札日において入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の申込者に対して行います。開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合には、その入札者の間で期間入札による方法で追加入札を改めて行います。なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。次順位買受申込者の決定は、入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）で入札し、次順位による買受申込みをした入札者に対し、直ちに行います。最高価申込者への売却決定を取り消したとき等（最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等）に、次順位買受申込者への売却決定を行います。なお、次順位による買受申込みは取り消すことができません。最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

3 最高価申込者及び次順位買受申込者への通知について

最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という）に対しては、最高価申込者等の決定後、速やかに通知します。

4 公売保証金の返還について

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金納付書兼公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記載された金融機関に振り込む方法等により返還します。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、「公売保証金納付書兼公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法等により返還します。その他、国税徴収法第100条第6項各号にそれぞれ該当する場合も、最高価申込者等が納付された公売保証金は全額返還します。

公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者の買受代金納付後）、3週間程度かかる場合があります。

5 売却決定について

【最高価申込者に対する売却決定】

- ・売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。
- ・売却決定を受けた最高価申込者等が買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。
- ・執行機関（岐阜県東濃県税事務所）は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。共同入札者が買受人になった場合は、買受人全員に対し、それぞれの持分に応じた「売却決定通知書」を交付します。
- ・所有権移転登記の際に「売却決定通知書」正本が必要な場合がありますので、執行機関（岐阜県東濃県税事務所）でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。

【次順位買受申込者に対する売却決定】

- ・最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位申込者がいる場合に、次順位申込者に対して売却決定を行います。
- ・次順位買受申込者の売却決定金額は、次順位買受申込者の入札価額を売却決定金額とします。
- ・売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。
- ・次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
- ・次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の7日後です。

6 買受代金の納付について

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載された納付期限までに、買受代金から公売保証金を控除した金額を、指定した預金口座に「電信」扱いで、振込んでください。振込先については、最高価申込者等決定の際に、最高価申込者にメールによりご案内します。

なお、振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。

7 買受代金の納付の効果について

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。ただし、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ権利移転の効果は生じません。また、買受代金の全額を納付した後に生じた損害の負担は、買受人が負うこととなります。

8 公売財産の権利移転（手続き）について

公売財産は県税滞納者などの財産であり、執行機関の所有する財産ではありません。売却決定を受けた最高価申込者又は次順位買受申込者並びにその代理人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人に危険負担が移転します。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

【公売財産の権利移転手続き】

- ・権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により執行機関（岐阜県東濃県税事務所）において関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととされています。買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに「所有権移転登記請求書」により、必要書類を添えて、権利移転の登記又は登録の請求をしてください。必要書類は、最高価申込者等決定の際に、最高価申込者にメールによりご案内します。
- ・公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後2か月半程度期間を要することがあります。
- ・農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続において、証明書等の提出又は提示が必要となります。

9 公売財産の引渡しの方法について

公売財産が不動産である場合、執行機関（岐阜県東濃県税事務所）は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類等の撤去などは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。

執行機関（岐阜県東濃県税事務所）は関与いたしません。

IV その他

1 売却決定等の取消しについて

次に該当する場合には、売却決定等が取消されます。

- ・買受代金全額が納付される前に、公売財産に係る滞納県税の完納の事実が証明された場合
- ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しない場合
- ・国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合

2 買受申込等の取消しについて

買受申込者に対し、最高価申込者等の決定、または売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止されている間は、買受申込等の取消しを行うことができます。

3 公売保証金の帰属等について

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消しされた場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る県税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、県に帰属します。

4 個人情報の保管について

岐阜県は、公売参加者などから収集した個人情報を、岐阜県公文書規程に基づき、5 年間保管します。岐阜県は、収集した個人情報を国税徴収法第 106 条の 2 に定める調査の嘱託、第 108 条に定める公売実施適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。

5 公売への参加制限について

以下の行為があった場合には、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定により、その事実があった後 2 年間、公売への参加が制限される場合があります。

- ・公売を妨害したり、不正を行った場合
- ・正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

6 罰則について

国税徴収法第 99 条の 2（暴力団等に該当しないこと等の陳述）の規定により、陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6 月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処せられます（国税徴収法第 189 条）。

期日入札による公売のご案内

公売方法	期日入札
入札日時	令和8年10月22日（木） 午後1時00分から 午後1時30分まで
公売保証金納付期限	令和8年10月22日（木） 午後1時30分 (入金の確認ができない入札は無効です。)
開札日時	令和8年10月22日（木） 午後1時30分
開札場所	岐阜県多治見市上野町5丁目68-1 岐阜県東濃西部総合庁舎1階 県税相談室
売却決定日時	令和8年11月11日（水） 午前10時00分
買受代金納付期限	令和8年11月11日（水） 午後2時30分

※ 入札日時を経過した後に提出（配達）された入札書はすべて無効となります。

※ 公売保証金納付期間内に公売保証金の入金を確認できない場合、入札は無効となります。

※ 入札書等の記載に不備がある場合には入札を取消します。入札価額等に誤りがないことを必ず確認してください。

※ 次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の7日後（令和8年11月18日（水））です。

【追加入札について】

最高の価額である者が2人以上いる場合には、期日入札による方法で追加入札を行います。追加入札の入札期間等は、後日お知らせします。

対象者へは電話連絡します。追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。また、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売場所への入場及び入札等を制限することがあります。

【問い合わせ先】 岐阜県東濃県税事務所 徴収課 徴収第二係

電話番号：0572-23-1111（内線238）

メール：c21304@pref.gifu.lg.jp